第2回城原川流域委員会議事次第

日時:平成15年12月18日(木)13:30~16:00

場所:はがくれ荘(佐賀市)

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介、連絡事項
- 4 委員長挨拶
- 5 議事

(1)委員会の"話し合いルール"について 【資料-2】

(2) 論点について 【資料-3・4】

(3)住民意見の反映方法について 【資料-3・4】

(4)次回委員会について 【資料-5】

6 閉会

城原川流域委員会での話し合いルール

三つの原則

自由で平等な発言の確保

創造的な討論

1年を目途に合意形成に向けた努力

八つのルール

自由で対等な立場での発言を確保する。

特定個人や団体の批判は行わない。

参加者は立場を越えて議論する。

分かりやすい説明、お互いの心情への理解、基本的なモラルの遵守を心がける。

客観的な事実の認識と人の心情の理解とを区別し、また、その両方に配慮する。

その都度の委員会でまとめを必ず行い、合意された事項を確認する。

長期的に取り扱うものと短期的に取り扱うものを区別し、実現可能な提言を目指す。

多様な意見の存在を認めた上で創造的な話し合いを心がけ、意見の違いを超えて合意文書の作成を目指すとともに、合意形成された文書は全員の責任において確認する。

以 上

城原川流域委員会での論点、住民の意見反映方法について (委員氏名: **新地弘明**)

城原川について今後議論する上での論点、また、公聴会等住民意見の反映 方法について、ご意見をお願いします。

論点については治水や利水、環境、文化等どのような点からでも結構です。 下記に記載ください。(意見は複数でも結構です)

※後日、郵送にて回答ください。

①論点について

1.治水对策.

野殿の歴史的首景は不明である。落攻婚代入る残りとして今日がり箇所も残っているではかいた、推復知は民地で現状の土地利用は悪地や老地化しているがもかる、流域全体の住民の生命・財産をするために、野戯を要くして河りの安全度が確保さきるような対策がは要ではないか、

2张境村荣

湯水科の河川内の状況の資料は不明であるが、わそうく、正常の状況とは言い難いかのではいへか。又河川かり取水している教業用水も非がんが、朔には歌煙でかりないこともあって知成のクリークの水使の悪化成更かれる

河川円はむより、周辺部を含めた環境用水力確保がさきろようの対策が必要ではないのか。

②住民意見の反映方法について

まず地域の各界各層の方々人、奥体的は教表者を用いて河川流域は現状を十分に説明し河川は実態や他の河川い連いはどく理解(2もうう以及大公内)。

24後規模海及できるかるかを切い、問題を誘い機成立れて外にかの趣解災に向けた対応率と示し、公達に対けて行入が変形が反映 これるおうがかいを重ね、河川を向計画を発走してはどうか。 城原川について今後議論する上での論点、また、公聴会等住民意見の反映 方法について、ご意見をお願いします。

論点については治水や利水、環境、文化等どのような点からでも結構です。 下記に記載ください。(意見は複数でも結構です)

※後日、郵送にて回答ください。

①論点について

治水についての野越は残すが否かで管理上大まくまってくる。

の緊急時での各地のは医の管理を (残すべきにと考えている)

の水害はどのレベルまで計されるが、今下浸水まではすではすいか

利水について の上流優先のしくみで良いのか (塩の付金置と塩理)

環境にかての浅口集客の的、小渕ツビの景観や自然環境は大切にすべまではひいか(含れ年度)

文化1=7117 0度造代電所(近代化遺産)に比山神社の約四新保養芸能)の存続したtp. (集装ta)関係)

(神埼庄の北边部の政所岩屋でじを見める位置も留意すべまでみる。)

②住民意見の反映方法について

行政対住民という形での説明会ではなく、住民の中での論議が必象ではないが

その場合 自分達にする川とのかかわりではなく 城原川全体を生かす 内立場での話(合いが必要 そのに外には 四上流、中流、下流域での されぞれの情報を共有務ことが欠かせない。 ショ川管理は流域は民の 責任という位の視点が必要である。

情報の中には川の竹まで、米しまとは心かが要がある。

城原川流域委員会での論点、住民の意見反映方法について (委員氏名: ② ないらない)

城原川について今後議論する上での論点、また、公聴会等住民意見の反映 方法について、ご意見をお願いします。

論点については治水や利水、環境、文化等どのような点からでも結構です。 下記に記載ください。(意見は複数でも結構です)

※後日、郵送にて回答ください。

①論点について

分気に書きました。

②住民意見の反映方法について

3154

①. 戦後の主な洪水 (p.6 表)

佐賀県内の他の地域との比較をしてみる必要があるのではと考えます 例

この表中で最も新しい H.2.6.2~7.22 の被害状況についてみると、この時期 に起こった被害はここだけに起こったものではない。

佐賀県では H. 2. 6月28日~7月1日までにかなりの雨量があった。この降雨により県下各地域で被害があった。このとき今回の調査地域の雨量と被害状況はどうであったのか他地域の河川状況や被害状況とを比較することによって今後、城原川が地域に与える被害状況を把握し、予測するファクターとなるのではと考えます。

- ②. S.57.7.5~8.3 において豪雨による水害はそれ以前に比べると激減している。この 理由は今後の対策を立てる場合の参考になるのではないかと考えます。
- ③. 城原川ガタ土の問題は有明海の感潮河川はどの河川も抱えている。佐賀平野には 天井川となっているところが他にもある。ガタ土の問題を考える場合、他の河川 との比較検討も必要と考える。ダムがある川、ダムがない川、それぞれでガタ土 の体積状況、掘削状況など検討する必要がある。

ダムによって上流からの流水量を一定にした場合には現在の自然状態の時とガタ土の体積状況はどう変わるのでしょうか。

- ④. ダムができた場合には、貯水して放流することになる。 貯水することによって城原 川の水質が変化することも考慮する必要がある。
- ⑤ 生態系の保全に関する問題 (p.15~16)

S.63 年ガタ土の掘削が生態系に与えた影響はどのようなものだったのでしょうか。ダムをつくるのであればダムに関係する地域にも色々の生物が生息し、植物が生育している。この時点で床掘削による生態系の影響を考えるのであればやはり、埋没地域やその周辺の環境も考慮する必要があると考えます。

⑥ 城原川下流域における用水の不足(p.26) 地域住民は水不足で困っている状況ですか。佐賀導水事業との関連はどう判断すればよいのでか。

住民意見の反映方法

それぞれの地域住民からの意見を小区分ごとにまとめ(例えば区長、世話役、代表者など)委員会に報告し十分に審議する。

城原川流域委員会での論点、住民の意見反映方法について (委員氏名:桑子敏雄)

① 論点について

(I) 流域委員会の目的についての確認を行う

基本的な姿勢: 21世紀の城原川の流域空間を関係者すべてが一体となって豊かにして ゆくために必要な論点を明確にし、整理する (このなかでダム問題を位置づける)。そのた めには、話し合いの進め方について共通の認識をもつことが重要であり、これが流域空間 への多様な視線の協働 (多様なまなざしを掘り起こし、それを統合するプロセス)を可能 にする。

(Ⅱ) 話し合いの進め方、ルールをつくったらどうだろうか。 1

つぎのような原則とルールの提案をしたい。(多摩川流域整備計画策定における三つの原則、七つのルールが大きな成果を生み出した例を参考にした。添付資料参照。)これは一つの案で、佐賀県、筑後川流域、城原川流域の話し合いにふさわしいルールということで、特色を出すことも考えていいかと思う。

城原川話し合いルール

三つの原則

- ① 自由で平等な発言の確保
- ② 創造的な討論
- ③ 合意形成に向けた努力

八つのルール

- ① 自由で対等な立場での発言を確保する。
- ② 特定個人や団体の批判は行わない。
- ③ 参加者は立場を越えて議論する(参加者の見解は所属団体の公式見解とみなさない)。
- ④ 分かりやすい説明、お互いの心情への理解、基本的なモラルの遵守を心がける。
- ⑤ 客観的な事実の認識と人の心情の理解とを区別し、またその両方に配慮する。
- ⑥ そのつどの会議での論点のまとめを必ず行い、合意された事項をつねに確認する(文書 の形で行う)。
- ② プログラムづくりにあたっては、長期的に取り扱うものと短期的に取り組むものを区別し、実現可能な提言を目指す。
- ⑧ 創造的な話し合いを心がけ、意見の違いを超えて合意文書の作成をめざすともに、合意 された文書は、全員の責任において確認する(多数決や両論併記は回避する)。

- のために、お互いに「さん」づけで呼ぶ。
- ⑦ のために、発言内容を視覚化するとともに、整理のプロセスを示す役割をだれかが果たす

などの工夫を気づいたときに導入する。

このような原則とルールを定めることは、城原川流域委員会がどのような議論をしているかをお互いに確認し、また社会に認知してもらうことに役立つ。

(Ⅲ) 議論のポイント

城原川の流域空間は、そこで暮らす人びとにとって、あるいは、その他の人びとにとってどのような空間であるのか、そして城原川は、その空間にとってどのような意味をもつ川なのかということを明らかにする。その上で、流域空間のいいところを伸ばし、問題点を解決することが必要である。そこで、

- (1) 城原川のいいところ
- (2) 城原川の他の川(たとえば九州や本州の他の川)との共通点
- (3) 城原川の問題点

について明らかにする。

- (2) が重要なのは、城原川はごく普通の川であるのか、それとも大きな特色をもつ川なのかが見る人の目によって大きく異なる可能性があるからである (一件平凡に見える川だが、「第二回川の日ワークショップ」ではグランプリを獲得している)。この点をしっかり認識しないと、(1) と (2) の点もしっかり押さえることができない。
- (IV) 上の点について明らかにするために、つぎの諸点との関係を明らかにする。(治水をいちばん後に置いているのは、空間の管理において、リスク・マネジメント、安全、安心管理の面から、他の面を十分考慮したうえで、しっかり考えるべきことだからである。重要性のランクということではなく、議論すべき順序。)

(1) 利水

農業用水、生活用水、環境用水など、城原川の水がどのように役立っているかの分析、 および、どのような点が不足かについての分析。過去と未来の視点を含む。

(2) 環境

生態系を含む自然環境、流域の人びとの生活との関係での社会環境の優れている点と 問題点。たとえば、神崎町の田園空間整備事業との関連。

(3) 歴史・文化(「空間の履歴」)

城原川流域の古代以来の「空間の履歴」を明らかにする。野越、霞堤(見学会では、 野越とされた少なくとも二カ所は霞堤であると思われた。野越と霞堤では、洪水を許容 する点では同じだが、洪水後の排水システムとしては異なるので、異なった評価が必要 のように思う)、草堰、石堰(とくに三千石堰は利害関係者の話し合いによって維持管理 されているので、そういった人々の管理の方法)、水の配分システム、水配分に関する地 域の合意システム、成富兵庫の事績、その他本整備計画策定事業で影響を受けると考え られるあらゆる歴史文化遺産の認識。あるいは最近の国土交通省による多自然型事業。 伝統的な治水工法の再評価などとの関連も明確にする。

(4) 教育

学校教育で総合的学習などの場としてどう使われているか、使われていないとすれば どうしてか。これからどのようにすれば使うことができるか。

(5) 生活

流域の人々は水環境の変動する世界で城原川とどのようにつきあおうとしているのか。

(6) やすらぎ&レクリエーション

釣りや魚捕り、ジョギング、サイクリング、散歩、その他、レクリエーションの場と しての機能はあるかどうか。

(7) 景観・観光

現地見学会でも実感したが、城原川の風景は、日本のふるさとの原風景ともいうべき すばらしさをもっている。どのような点で城原川の流域空間がすぐれているかを明らか にする。写真、風景画などの対象としての価値。(ダム建設で水没する渓谷についても考 慮する。)

(8) 治水

本来「治水」の概念は、国家や地方の政治文化と深い関わりをもつ概念であり、上記の各ポイントもこの概念に含まれていると考えられるが、現在では、むしろ「リスク・マネジメント(洪水、水害の防止)」の観点から論じられている。そこで、まず、城原川の流域空間を豊かにするためには何が必要か(豊かさの条件)、それを脅かす要因は何か(リスク)という順序で考えるべきである。洪水と水害の区別を明確にし(2000年の東海大水害以来の方針)、洪水および水害へのリスク・マネジメントには何が必要かということを明らかにする。

(9) ダム建設の問題は、上記の各ポイントに関わっている。そこで、それぞれの点につき、ダム建設の位置づけを明確にする。ダムを造らないことによるメリットとデメリット、コストとベネフィットを明らかにする。

② 住民意見の反映方法について

基本的なポイント:水環境に関する時代状況の変化を十分に理解してもらい、多様な住民 の意見を掘り起こし、適切に総括して、その成果によって流域委員会の意見書および行政 の意思決定に影響を与えるためのルートを確保すること。

以上の点を踏まえて、以下の点に注意する。

(I)情報の提供

第後川、城原川についての情報を流域住民に認識してもらう(第後川を紹介するパンフレットとともに、『筑後川伝統技術大百科』はすばらしいので、できるだけ多くの流域の人々に見てもらう)。また、河川法の改正、自然再生推進法の制定、水環境についての社会的状況の変化、市民と行政の関係の変化等について、住民意見の反映という手続きの背景にある状況について十分に情報を提供することが大切である。

(Ⅱ) 日本社会にふさわしい合意形成ルートの確保

合意形成プロセスの観点からいうと、日本の社会は、ひとりひとりが明確に自分の意見をあからさまに表明し、討論できる社会とはなっていない。むしろひとの意見を聞いてから自分の見解を形成、選択してゆくことの多い社会である。そこで、ひとりひとりの住民が意見を形成し、発言しやすい環境を整備するとともに、多様な意見を掘り起こし、適切に総括して、それを流域委員会の「意見書」および意思決定者の意思決定に反映させるプロセスを確保することが必要である。

(Ⅲ) 手続きへの注意

日本的合意形成プロセスでは、「普段のつきあい → 出会い → 寄り合い → 話し合い」の初期段階がきわめて重要である。すなわち当初の信頼関係の有無がその後の話し合いの進捗具合を決定的に支配する。「普段のつきあい」とは、顔の見える相互関係であり、「出会い」は問題に関する会議の招集時点であり、「寄り合い」は、話し合いをうまく進めるための工夫である。これらのプロセスに十分に注意し、住民意見の掘り起こしにあたっても、「寝耳に水」「ボタンのかけちがい」ということが起こらないように最大の注意を払わなければならない。

そこで以下のポイントを指摘する。以下の作業については、可能ならば中立的な第三者 が進行役を務めるか、あるいは、第三者が進行役グループに含まれていることが望ましい。

(1) 多様なルートの確保

合意形成プロセスでは、意見の掘り起こしのための多様なルートを確保することが必要である。公聴会だけでなく、多様な手段を用いて直接住民の意見を聞く機会をできるだけ多数設けるべきである。説明会 (オープン・ハウスなども含む)、あるいは懇談会 (時間の関係で、定期的なものは無理かもしれないが、単発的で自由な議論ができる場)などを工夫する。この場合、招集のプロセス (出会い)に十分注意を払い、ヒアリングをしようとする人びとに会合の周知徹底や情報の共有について配慮することが重要である。また、意見のとりまとめの主体を誰にするか、どのような形で意見をとりまとめるかということも

重要である。

(2) 適切な招集

話し合いに参加する人びとの招集においては、できるだけ多様な人びとが参加できるように工夫しなければならない(多様な利害関係者の出席、城原川に対する多様な視線の確保)。河川管理者、河川の受益者、流域の居住者、環境研究者、教育者、高齢者(城原川の昔を知る人びと)、女性、こどもたち(城原川の将来にかかわる人びと)。

その他、城原川について知識や意見をもつ人々(たとえば、城原川は、「川の日ワークショップ」でグランプリを獲得しているが、ワークショップの関係者など)についても広く 意見を求めることが大切である。

(2) 意見の反映のためのルールについての認識の共有

話し合いに入る前に、「寄り合い」のプロセスが重要である。前提として共有しておくべき論点を明確にし(たとえば「何のための会合か」という目的等)、必要な情報と話し合いのルールや手続きについて認識を共有しておかなければならない(たんなる提供ではない)。話し合いの場の雰囲気づくりも重要なポイントである。

(3) 反映プロセスの明確化および成果の文書化

話し合いの成果を適切に総括し、それを意見書に反映させるプロセスを明確にしておくことが必要である。そのためには、さまざまな機会で得られた意見は、適切な文書としてまとめなければならない。流域委員会の役割としては、行政の意思決定と執行に強い影響力をもつ「意見書」を作成することが目的であるから、流域委員会の審議に住民の意見が十分反映できるプロセスを確保することが重要である。そのためには、住民の意見をまとめた文書が流域委員会に適切に提示されるべきである。さらに、住民の意見をまとめた文書を「意見書」の資料として位置づけることも一つの方法である。この資料は、流域委員会の意見とともに行政の意思決定に大きな影響力をもつものと位置づけるべきである。

(4) その他の意見を得るルート

アンケートやインターネットを使った方法があるが、アンケートやインターネットでの 意見聴取は、関係者が十分なコミュニケーションをとらず、情報を共有できないまま回答 者が回答することもあり、また最近では一般にアンケートは回収率が落ちているので、住 民参加を適切に運営するための補助的な手段と位置づけるべきである。

また、統計的な処理とならんで、質的な評価も重要である。(たとえば、三千石堰の歴史 的価値の評価は統計的に行うことはできない。アメリカのアーバン・デザインの分野では、 質的な評価も統計的な評価とならんで重要な位置づけを与えられている。)

参考資料

多摩川流域整備計画策定での話し合いの原則とルール

・3つの原則

①自由な発言 ②徹底した議論 ③合意の形成

7つのルール

- ①参加者の見解は所属団体の公式見解としない
- ②特定個人・団体のつるし上げは行わない
- ③議論はフェアブレイの精神で行う
- ④議論を進めるにあたっては実証的なデータを尊重する
- ⑤問題の所在を明確にした上で合意を目指す
- ⑥現在係争中の問題は、客観的な立場で事例として扱う
- ⑦プログラムづくりにあたっては、長期的に取り扱うものと短期的に取り組むものを区別し、実現可能 な提言を目指す

城原川流域委員会での論点、住民の意見反映の方法について

(委員氏名: 井上英幸)

①論点について(自然環境を問題としての提案です)

- 一, 現在の城原川の自然環境をどう評価するか
 - (1) 城原川の歴史的な背景について……野越・草堰・石積堰など
 - (2) 環境面から……天井川・生物相
- 二, 考えられている治水対策の環境面からの問題点
 - (1) 現状の城原川の問題点……天井川・野越・草堰・石積堰
 - (2) 河道処理(河床掘削・引堤) 後の環境変化の問題点
 - (3) 遊水地設置後の環境問題
 - (4) 上流にダムを設置した後の城原川の環境問題
- 三, ダム(城原川ダム)設置による環境変化に対する問題点
 - (1) 環境評価がなされているか
 - (2) 完成後の湛水域及び周辺自然環境変化とその影響どう評価するか
 - (3) 自然環境についてダム予定地と城原川の重要度の比較ができるか。また、 住民のコンセンサスが得られるか。

②住民意見の反映方法について(ありふれた事しか考えきれません)

具体的には、公聴会・説明会・対話集会・アンケート・意見文募集等が考えられる。

- (1) 説明会や対話集会は、<u>関係する小地域</u>を対象に行う。この場合意思の疎通は 徹底するだろうが、意見を言いたくてもうまく表現できずに出せない人もい るので十分配慮する必要がある。
- (2) 地域としては費用対効果の問題があろうが、個人では保障などの経済問題・ 生活様式の変化への不安など考えられるが、環境問題もていねいに説明して ほしい。情報は出来るだけ分かり易く開示してほしい。

城原川流域委員会での論点、住民の意見反映方法について

藤永 正弘

1. 論点について

- ◎城原川および流域と人との関わり方
 - ・2000年前は生活陸地は丘陵地帯
 - 1000年前は神崎が湾奥部で湿地開拓時代
 - ・江戸以降は有明海湾奥部の干拓の歴史と水利用の効率化
 - ・現代は流域の土地利用の多様化、流域外との水の交流も視野に
 - 川も常に変化し、人間の生活も変化している。
- ◎今のつきあい方と将来の予測
 - 生活環境(交通、上下水道、産業、親水、軟弱地盤、地域交流、観光)
 - · 民心安定(利水、治水、環境)
 - 水管理の一元化(維持管理、更新)
 - ・将来の生活者は今の青少年である事の意識を持つ。
- ◎河川整備の必要性
 - 治水、利水、環境
 - 景観、生態系、産業、観光、親水、環境教育
- ◎ダム建設の優劣性(リスクマネージメント)
 - ・治水、利水、環境
 - •時間、資金、経済効果
 - 危機管理(避難訓練、保険)と住民意識

①現況河川に関する評価(評価理由と未来予測)

「現況河川をどのように評価するか、将来、城原川がどう変化し、人間との関わりを どう持つか」から問題点の解決法が見えてくるのではないか。

- ・地域文化文明の源(稲作文化、循環型社会、流域拡大、広域的水収支、社会資本 整備)
- 精神的財産(景観、シンボル、水のある生活、ゆとり、うるおい、癒し)
- ・物質的財産(水、木材、魚、過去に於いてアショシ肥料)
- ・環境的財産(自然生態系、ビオトープ、水の循環、)
- イ. 治水に関して・・・何らかの対策が必要(ダム、調整池、河道拡幅、パイパス等)
 - ・・・現況河川の維持管理や浚渫・嵩上げ等で安全である
 - ・・・何の手だても必要ない

「私見」

◎位置、地形、地質条件および気象、河川構造等から何らかの対応が必要。

○私の居住地周辺(中地江川沿い)は豪雨の際、常に浸水の不安が生じている現況である。特に満潮時は安眠できない程である。単に城原川のみならず、中地江川等の流域河川や筑後川本流、有明湾奥部全体を含めた視点での技術的観点での対応が必要。

- ○自然災害の発生を判断する場合は「確率論」で・・・
 - ●兵庫県の地震;天災は忘れたころにやってくる。
 - ●活断層;地質年代区分では第4系(約200万年前から現代)で発生したと思われる大きな断層を称しており、今後の地震発生可能性を暗示しているものと理解されている。
 - ●地震に対しての理解;地震が頻発するおかげで地盤と震災の関係が周知・理解され、確率論で緊急性を判断すると共に、予知は難しいが、住民を含めた訓練や地震保険などリスクとリスク対応も一般化している。
 - ●豪雨・水害・土砂災害に関して;素因は地質史と輸廻を考慮した確率論、誘因は気象史から得られた確率論や社会環境の時代的変遷、人為的施策等
- ○国民の人命・財産を自然災害から半永久に守る条件を決めるのは国民である(当地の場合流域住民)。 地震や火山噴火は200万年確率の大きなオーダーであるが、豪雨・水害は有史依頼の住民の川や 流域とのつきあいであり、歴史的に変化する。

民心安定を含め100年程度の確率は必要と考える。この確率において現況河川を含めた流域の 規模・構造・河川施設・予測による社会環境変化にどこまで安全かを判断する必要がある。

- ○危険であると気づき、認識するかどうかが問題。認識したら何らかの対応が必要となるはずである。
- ◎現況の維持管理で安全であるとの意見に対して
 - ○維持管理の手法、100年確率によるコスト等を提示しなければ「情緒論」に終わってしまう。議 論の対象とならないし、民心安定にほど違い。時代の経過に伴う河川の状況の変化と社会環境の変 化予測の仮定が多くなる要素が含まれている。
 - ○背振山系から谷口、天井河川、有明海を含む広域的範囲での自然科学・社会科学的予測と立証が可能が疑問である。
 - ○自分の身は自分で守るという思想や体系が確立していない。
- ◎何の手だても必要ないとの意見に関して
 - ○リスクマネージメント、危機管理をどう解釈するのか。
 - ロ、利水に関して・・・何らかの対策が必要
 - ・・・現況河川の通常の維持管理で良い
 - ・・・何の手だても必要ない

「私見」

- ◎利水に関しては良く認識していないが、川の上流と下流の水量が極端に違うことは、有効な利水がなされているものと解釈。下記の点について専門家の意見を聞いて判断したい。
 - 〇利水目的により、地域により公平か不公平かは?
 - ○親水や環境用水の現況は?
 - ○将来の利水需要および供給予測に関しての対応は?
 - ハ、環境に関して・・・何らかの対策が必要(親水性も含め)
 - ・・・現況河川の通常の維持管理で良い
 - ・・・何の手だても必要ない

「私見」

◎城原川流域の環境の現状をどう評価するかの住民の認識が必要である。

- ○歴史的に見れば人と川とのつきあいが密接な里川であり、今後も密接であるはずである。
- ○遷移した川であり、今後も変化する川であるが、時代的に人間の生活優先で河川が対応(治水・利水)され、河川が環境の大きな素材として取り上げられる事が少なかった。
- ○水質・生態系・自然景観・自然がつくった地形や地質等の持つ自浄機能などが精神的価値も含め、 現在の人間生活にとって、歴史的には低い評価と判断する。
- ◎最近、地球温暖化・資源エネルギー・廃棄物・生態系変化等の問題が地球規模で注目されてきており 人類にとって持続可能な社会を模索する色々な論議がなされているが、治水・利水・環境の異分野を 同じ土俵で論議する矛盾を感じている。
 - ○治水・利水・環境は社会的状況の中で優先順位をつけるべきではないか。
 - ○地域社会と広域社会環境との利害が生じた場合の調和や優先割合は?
- ◎河川の環境は現況より良くしていくことが必要で、現状維持あるいは無対策はこれまで同様の人間社会の営みの中では改善できない。

②治水上、何らかの対応が必要と判断した場合

- イ、設計・計画に供する基礎資料の妥当性の判断・・・専門家に頼る。
- ロ、工法の選定・・・ダムを主体
 - ・・・調整池、遊水池等を主体
 - ・・・堤防、護岸等河川整備を主体
- ハ、それぞれの工法のリスクマネージメント
 - ◎リスク対応の方針・・・住民の生命・財産・民心安定が優先
 - ・・・環境被害の最小化
 - ◎リスク特定・・・治水機能、環境・景観、歴史・文化、整備コスト、維持管理コスト、受益者の負担コスト、民心安定、親水、まちづくり、地域活性化、観光、環境教育、対策工期間中の時間経過と安全性・地域住民との関係・付帯する産業等々
 - ◎リスクアセスメント・・・リスク分析
 - ・・・リスク評価
 - ◎リスク対策・・・リスク保有、削減、回避、移転の方策
- ニ、比較検討
 - ◎施工性、経済性、安全性、環境、地域住民との関係等々、時間の経過も含めた 比較

「私見」

- ◎私の知識の範囲での判断
 - ○本来は堤防・護岸等の河川整備が望ましいが、地形・地質・周辺地理・土地利用等の面で拡幅や浚 渫、嵩上げ等で対応するのは難しいと判断する。
 - ○可能なら調節池・遊水池が望ましいが、現状での国の予算配分等や同様用地の確保、管理・リスク 等大きな問題が生じる。地元の多くの住民の積極的協力が得られない限り、個人の財産に大きく関 わる問題であり短期的には難しいのではないか。
 - ○消去法では「ダムを主体とした整備」が残る。同様にダム建設地、湛水域周辺の住民の協力なしに

は出来ないが、協力が可能で、かつ、30年もの長い歴史を考えれば、今後は短期的に可能な対応 がなされやすいのではないかと期待する。

③ダムを中心とした整備計画とした場合の重点項目

- イ、受益者の負担・・・受益地の自治体は出せない現状。
- ロ、環境の変化に関する対応・・・生態系、水質、歴史遺産・文化等
- ハ、施工中の環境変化に関する対応・・・騒音、振動、水質、交通、産業、流域整備
- 二、地元の経済に関すること・・・雇用、地元産業の活性化
- ホ、ダム以外の整備に関すること・・・受益地における河川維持管理・更新
- へ、ダムの維持管理に関すること
- ト、その他

2. 住民意見の反映方法について

- ①情報公開と地元説明会の実施
 - ◎住民の多くはダム問題を身近な重大な問題としてとらえていない。
 - ◎議会や首長は職業的立場や情緒的観点から政治的道具として発言しているように感じる。委員会で首長等に発言させても解決しない。
 - ◎正確な情報や、住民との関わりなどを住民レベルに説明し、住民に身近な問題としての重要性を「気づいてもらい」住民の意思で判断できる方策を・・・

「私見」

- ◎娄員会期限の中間もしくは終了後に委員会の意見を受けて行政は地元説明会・対話集会を開く。
 - ○関係市町村の首長が主催し、第三者(たとえば大学、技術NPO団体、マスコミ関係者等)をコーディネーターとし、事業主体や県と住民との対話集会を持つ。
 - 〇出来れば大字(オオアザ)単位規模が望ましい。
 - ○回数は同地区で3回程度が望ましい。(気づく、判断する、結論を出す) この3回程度の説明会の中で住民の意見は反映される。

城原川流域委員会での論点、住民の意見反映方法について

委員氏名 松崎治朗

(論点について)

- I. 現状把握・・・・次のことについて、尚詳細に知りたい。
 - (1) 治水、利水の現状について
 - 城原川の流況(豊水・渇水・平均)。
 - ② 野越しの近年における実績、範囲と水の流れ。
 - ③ 三千石堰等及び草堰による取水量、取水時期、受益範囲。
 - ④ お茶屋堰の意義(目的)、直下流量、浮泥対策。
 - ⑤ 天井川の利点・欠点、その必要性。
 - ⑥ 城原川の水質・・・・特に神埼橋付近。
 - (2)環境、文化等について行政(地元)の振興活用策について ①仁比公園、カヌー大会、その他。(将来構想含む)
 - (3) 城原川整備と他の事業との関連
 - ① 筑後川下流用水事業、県営カンガイ用水事業。
 - ② 佐賀導水事業。
 - (4) 筑後川水系河川整備基本方針(H15·10·2)との関係
- Ⅱ. 城原川河川整備の検討・協議

城原川をどの様な河川にするか・・・治水、利水、維持流量、環境、文化 等の各項目ごとの検討。

(住民意見の反映方法について)

- 1、関係の町村、農業、漁業、流域住民等の意向把握
 - 城原川をどの様な川にしたいか。

現状でのかかわり方と問題点、改善要望、将来どの様にかかわって いきたいか。

- 2、まとめ(素案)段階での意向把握
- ※ 上記1、2ともに、意向調査、関係先への訪問、意見交換等の対応でどうか。
- 3、公聴会

城原川流域委員会での論点、住民の意見反映方法について (委員氏名: (広藤 校子)

城原川について今後議論する上での論点、また、公聴会等住民意見の反映 方法について、ご意見をお願いします。

論点については治水や利水、環境、文化等どのような点からでも結構です。 下記に記載ください。(意見は複数でも結構です)

※後日、郵送にて回答ください。

①論点について

最終的には、夕公を作るな作らない。ということですよら、夕でかられた。ためるには、むときくの変料が以身です。たとえばなれている。天井深川区内の振削は、かれくらいで理的展立れたみ、47年の帰は土手下みら出水した場所であったが、土土の強度にないれて、理理してあるか、土土の強度にないない、理理してあるか、利水では、実際、水は不足にいるのな、山地での水は給かい上いのなら、京大な平地を利用に水保をはでけないものな、とういう素人が持つ疑問にまるんと答えられる調査と変料が終いものです。

②住民意見の反映方法について

- ·流域各地区の区長及び住民の方々との意見交換を上中、下 高球数パネケで行う、(数目)
- ・アンケートによる調査. (数回)
- の水没地区の方台との話(合い.(数国)
- のすべての住民参加による意見交換念(1回)

① 論点について

川副町、竹下泰彦

地域の水の問題を協議するとき、我田引水の議論をしていてはなかなか解 決策は見いだせないと思います。一方にとって有利な施策は、しばしば、他 方にとって不利な施策となります。

そこで、各委員が城原川流域のそれぞれの地域が抱える問題や要望を理解 し、共通の認識とすることがまず必要ではないかと考えます。

その上で、例えば、整備目標の基礎となる計画洪水流量がはたして住民の 総意としてふさわしい目標なのか等の議論を基に、大まかなところでの整備 目標を委員会の方向性として打ち出し、それを実現するための方策を検討す るような形で議論を進めてはいかがでしょうか。

② 住民意見の反映について

地域推薦委員を除く城原川流域委員会のメンバーは、地域住民からはよそ者と思われているのではないでしょうか。地元のことを良く知らない人たちが自分たちの重要な問題の方向性を提言しようとしていることに、とても不安を感じておられるのではないでしょうか。

そのような不安を少しでも取り除くためには、地域の要望なり問題点なり を地域のみなさんから聞き取る公聴会をまず開催していただければと思い ます。

また、水の問題は大きく分けて渇水の時期と洪水の時期に表れます。この 相反する2つの問題を委員の共通認識とするためには、それぞれの時期に現 地を調査することが必要ではないかと考えます。

委員1人1人が現場を見て問題を肌で感じることが重要だと思います。そのためには目標とされる一年後の意見書の取りまとめは少し日程的に厳しいのではないでしょうか。

城原川流域委員会での論点、住民の意見反映方法について (委員氏名: 美 松 英 治)

城原川について今後議論する上での論点、また、公聴会等住民意見の反映 方法について、ご意見をお願いします。

論点については治水や利水、環境、文化等どのような点からでも結構です。 下記に記載ください。(意見は複数でも結構です)

※後日、郵送にて回答ください。

①論点について

今回の城原川底域委契合の設立趣旨は河州整衛計画の早期最近をおびめの委要会であるため、観心の河川状況と、これらての決水状況をおかかれて、地況にあった一番連切な河川整衛を亙ることが今後の治水保持に、より重要なことだと思いらよって、差引城原川タンの建設計画は洪水調節と不持定用水循行、という目的から、夕くを支眠としなくても他に解決できる要素は、現他の状況から十分理解できらすのできの対策として、護年の神経対策と提問の上積少、又避水池や調整池の造成によって流量を瞬時調節できるような夢が十分可能であり、自然。緩適とよう地域の大事な概念を検过してきるよび、消束に結構を残しない一番適切があるだと思いらず、

②住民意見の反映方法について

20天り東見を聞くことしく切じあると思いおが、城原州流域り珍民の名聴会とはりかると、どうしても旬かの探得勘定が前面に出て、一般的好第3省から見た協会と、発想が含金元できるので、河州整瀬水園30年東の状況判断が必ず望めるしのでいなく、どうしてし持来の基本的な河州整緒に関30周題が希づいなり、ラスで、歌新この河起で今日かで大きび精神的岩瀬を余銭無くされて水没名後民人、早く解決の象口を見りりてくれることが光波でしたりし、何といてし水没名の数否面民が一日でし早く答之を結っている状況がで今まり追及意見といてしれたって流台、を招くことに好り、又後返るかよりがことがあったら変異など、社になる、野はちを表切ることになかので、先3分く没名珍民の心川青を十分がかとっ

たよび会議を進めていくことかより重要だと思いよす

城原川流域委員会での論点、住民の意見反映方法について (季員氏名: **金田 学**)

城原川について今後議論する上での論点、また、公聴会等住民意見の反映 方法について、ご意見をお願いします。

論点については治水や利水、環境、文化等どのような点からでも結構です。 下記に記載ください。(意見は複数でも結構です)

※後日、郵送にて回答ください。

①論点について

河川整備計画を進めるに当り、治水、利水、環境、文化等、各分野に渡りより深く城り下げ、要点を終って議論する事だと思います。その場合、当然ながら、遺解対効果の点から色とな選択肢が模索されてくると思います。まず既取負担(国、県及び水持法に基く受益関係自治体の範囲等を)に対き明確な資料の提示が必要です。少くとも従来迄行政サイドが取ってきたが必要です。少くとも従来迄行政サイドが取ってきたが必要です。少くとも従来迄行政サイドが取ってきたが必要です。少くとも従来迄行政サイドが取ったがの対応では流域住民を始め一般世齢の理解を得る事は出来ません。/余談ながら佐賀空港建設の欠敗の有無を念頭に、当委員公に臨みたいと思います。

②住民意見の反映方法について

後来迄め河川法の改正で、治水、利水の他に環境及び流域住民の意見反映が求められています。公共工事と言えば政官業のまさしくら位一体で強行され、地域信息は、ともすれば蚊帳の外だって事を思えば、改めて時代の流れを感じます。まさに公共事業の主役は地域住民できる場所、回数とも充分に取るべきできる際、野政問題も含め情報を最大限公開すべきです。そのようの地域住民のするの意見を踏まえ、当委員公でも取り上げ、議論していと思います。

城原川流域委員会での論点、住民の意見反映方法について

(委員氏名:佐藤正治)

① 論点について

城原川は昭和28年の出水時に神埼町を中心として多大な被害をもたらしたが、それ以来、大きな災害は発生していない現状である。下流域住民の多くは「ダムによる洪水調節が必要だろうか。」と疑問を持つのは当然のことと思うが、本来、下流域の人々が自らの生命・財産を守るはずの「ダム建設計画」についてどれだけの議論がなされてきたのだろうか。水源地、特に水没地域では30年以上いかに議論され、いかに翻弄され続けたか、その実態を下流域の人々に理解していただくとともに下流町村よりダム不要論も出ている現状からも、今一度原点に立ち戻りダムありきではなく、ダムに代わる治水の方法も十分検討すべきと思う。

また、城原川は雨期には多量の流水があるが、渇水期には下流域ではほとんど水がないように両極端な河川である。このような現況から不特定用水としての必要性がどの程度あるか明らかにすべきと思う。

② 住民意見の反映方法について

この問題を議論するためには、より多くの住民の意見を反映させるべきである考える。 ダム建設計画が広く住民に説明がなされないまますすめられたためダムに対する認識の欠如 等々問題点がないわけではないが、住民アンケートにより意見を集約するのも一つの方法では ないだろうか。

また、水没地域には3つの組織が、現在、活動されていることも十分考えていただきたい。

- ●宮地委員からの意見 H15 12月5日 河川砂防課にて聞き取り
- ○下記の現状認識を図るべきであり、そのための説明をあらゆる資料から行うべき。
 - 1) 城原川の流域および山地と平地割合の再度調査が必要
 - 2) 城原川流域は昔から用水、排水とも水に困っている。その現状を認識すべき 【利 水】
 - ・千代田町におけるクリーク:川の水が不足するためクリークにできるだけ貯めて利用されている。
 - ・上流山地部では溜池が多い:できるだけ水を貯めている。
 - ・三千石堰から佐賀市まで水が利用されている。

: 昔から城原川周辺も水源に乏しく広域に利用されている。

- ・使える水が少ない中で広域に水を利用せざるを得ない状況から慣行的な取り決めがあり、草堰もその一つである。(下流へ流さないと水が無くなる)
- ・お茶屋堰下流では淡水取水がなされていた。

【治 水】

- ・天井川で内水排除が困難:城原川でなく周辺の中地江や田手川へ排水されている。
- ・城原川は元々2つの河川を一つにした経緯がある。(馬場川と城原川) 野越しは、洪水時の下流負担を以前と変えないという意味もある。
- ・城原川柴尾橋地点の排水規制(協定)がなされていることの確認。
- 3) 野越しは、このように利水で苦労してきた歴史を踏まえ、その要である三千石堰を 守るための目的もある。本来、野越しは急流河川で見られるものである。城原川で は、緩流部にあることもその目的が堰をまもることもあることの証では。

城原川流域委員会での論点、住民の意見反映方法について

(委員氏名:白武義治)

① 論点について

1.「ダム早期建設に地元の強い要望」とあったが、(1) その「地元」とはどの地域範囲をさすのか?(2) その「地元の強い要望」の背景とその根拠は何か。

ちなみに、関連下流域の神埼町の議会、区長会、千代田町の議会などでは「強い反対」を議決し、また、利水受益団体「佐賀東部水道事業団(企業団を構成する13市町村長会議)」でも平成13年3月に必要なしとしている、と聞いている。

- 2. 大災害をもたらした昭和 28 年洪水以前の城原川を巡る状況はどうであったか? 当時の上流域の森林植栽状況や河川の幅、堤防・護岸などの状況はどうであったか。
- 3. 昭和 28 年大水害以降の城原川流域の整備状況と城原川の治水・利水機能の高度化はどの程度図られてきたのか明らかにすべきである。特に、次に示す事業などの①「整備目的・内容」、②「整備地域・範囲」を示し、その③「治水・利水効果」を具体的詳細にして、総合評価すべきである。そして残された課題が何か、その課題の程度を明確にする必要がある。そして、河川の整備で対応できるものか否かも明確にすべきである。
 - (1)「城原川河川改修」。整備期間:昭和28年~昭和35年。昭和35年以降現在まで、引続き毎年行われている浚渫工事。
 - (2)事業費 995 億円(佐賀県 273 億円、利水者 85 億円負担)の「佐賀導水事業」。整備期間:昭和 40 年~平成 20 年。
 - (3)事業費 1,840 億円(佐賀県901 億円負担)の「<u>国営筑後川下流土地改良事業</u>」。 整備期間:昭和51年~平成18年。幹線水路の整備状況(諸富線,千代田線, 大詫間線など)
 - (4) 事業費 127 億円(佐賀県 45 億円, 神埼町 6 億円, 受益者 19 億円)の「<u>県営土</u> 地改良事業 かんがい排水」。

整備期間:昭和 52 年~平成 18 年。幹線水路の整備状況(横落水路, 曽根線, 浮島線、徳富線など)

(5) 事業費 437 億円(佐賀県 131 億円、神埼町 20 億円を含む受益者 109 億円)の 「県営圃場整備事業 佐賀東部地区」。

整備期間:昭和 50 年~平成 4 年。水路の整備状況(支線・小用水路工,幹線排水路工,支線排水路工、小排水路など)

- 4. 城原川に限定して、その流域の戦後の洪水発生とその被害状況(床下浸水、床上浸水、農地被害)はどうであったか、流域整備が始まる昭和 28 年以降現在までの 50 年間の経緯について、誇張なく実態に即して具体的に示すべきである。
- 5. 城原川ダム建設に伴う予測される佐賀県及び各流域自治体の財政負担額を示し、 流域自治体の現在の財政状況と負担可能性を明確にすべき。また、下流域住民の負 担額は現状にどの程度加算される事になるかを示すべきである。

- 6. ダムをめぐる予想される環境問題と行政・財政的対応。下記のような環境問題を抱えた既存ダムがある。城原川ダムでも、同様に、長期間貯水された腐敗水やヘドロ化した土砂が下流域に排出されることにより魚などの水生生物への影響、プランクトンの変化による海苔の不作など有明海の生態系への重大な影響が危惧される。
 - (1) 熊本県「荒瀬ダム」(昭和30年建設、総貯水量1000万トン): 平成14年12月10月、熊本県知事は堆砂や泥土の除去など環境対策に多額 の費用が必要という理由等で、平成22年4月までにダムの撤去作業に入る ことを表明している。
 - (2) 富山県「出し平ダム」(昭和 60 年完成、有効貯水量 166 万トン): 平成3年にダム底に溜まった46 万トンの土砂を排出したところ、ヘドロで 富山湾の漁業にまで被害が発生し、川は鮎の住めない川になった。海底で は酸欠状態となり、生き物の住めない海の砂漠化が始まっているとして住 民訴訟が起きている。
 - (3) 国土交通省調査(平成 12 年): 日本のダムが予想を上回る速さで土砂に埋まり、中規模以上の 782 ダム(総 貯水量 100 万トン以上)のうち、44 ダムは既に貯水池の半分以上が埋まっ ている事が、国土交通省の調査でわかった。貯水池の 20%以上埋まったダ ムは 124 にのぼる。堆砂は治水や河川環境だけでなく、対策に要する財政面
- 7. 局地的な城原川の上~下流地域における大降雨の予測可能性(気象庁予測)

でも大きな問題になってくると考えられる。

- 8. 城原川ダムをめぐり水道用水、都市用水(水道+工業)の需要が将来どれだけ見込めるか明確な予測が必要である。もし、その利水需要がない場合、「利水目的のないダム建設」は可能か?
- 9. ダムをめぐる一般的情勢把握の必要性 城原川流域人口の動向と水需要の動向予測、地域経済情勢と動向、地方自治体の 財政状況予測、将来の生活環境の維持方策は重要である。
- 10. この間に、予定地が被ったダム建設に関わる調査などの影響・風評被害(例えば、生活・生産の環境整備の遅れや不充分さ)が発生しておれば、その経済的評価を行うべきである。もし、ダム建設が中止された場合、その被害額を補償していくべきか否か、誰が補償すべきかも議論されるべきである。

② 住民意見の反映方法について

各委員から提出された多くの論点について具体的に明快に説明し、その理解上で、地域住民の意見を伺い、その意見を最大重視する視点は重要である。特に、「費用対効果」を利水・治水・環境の側面で具体的に説明し、判断を仰ぐべきである。

城原川流域委員会での論点、住民意見反映方法について

古賀憲一

1 治水について

城原川の治水安全度は1/5~1/10と言われている。一般的には、この程度の安全 度は河川のものとしては低いと判断せざるを得ない。

しかしながら、近年において洪水被害が発生しておらず住民感覚の観点からは、この安全性の低さに対する納得が得られていないようである。さらには、後述するような安全性とリスクとの違いについて河川管理者と地域において十分な理解が得られていないようである。少なくとも河川管理者からのより丁寧な説明に加えて、説明を受ける側に対してはそのことを理解する努力が必要とされよう。

城原川流域の治水対策は48時間雨量基準の1/150の降雨規模で設定され、筑後川流域のものと同様の設定方法である。筑後川流域全体に関する治水対策からは、48時間雨量を用いることはやむを得ないと思われるが、城原川の単独流域においては、個別の水文解析を行い、城原川の最大流量に影響を与える降雨特性を抽出し、安全性に関する双方の合意(歩み寄り)が重要であろう。1/5~1/10という治水安全度の低さは、住民感覚としても(経験的にも)納得のいくものでなければならない。

2 降雨特性について

当該流域の降雨特性として、周辺流域(特に福岡周辺)に比べ降雨量が少ないと言われている。当該地域における過去の降雨データの収集量が統計上、十分でないにしても、周辺流域(地域)との降雨特性の違いについて比較しておく必要があると思われる。

その際、リスク(発生確率×被害)で評価できるような(ゲリラ的降雨による影響把握 やその評価に関する)検討が必要であろう。

3 リスクの変遷について

藩政時代の野越は、河川から洪水流を人為的に溢水させ、特定の地域や河川堤防の損壊 拡大防止を図るためのものであったが、同時に(開発も抑制されていたために)リスク低 減効果も有していたことを再認識しておく必要がある。

一般的に安全性が高くなるとリスクは高くなる(発生頻度は減る一方で、安全に慣れ、 都市開発などが進むと被害度が増し、双方の積であるリスクは増える)と言われている。 野越周辺のリスクが藩政時代以降、現在までの河川整備に伴って、どのように変化してき たかを把握しておく必要があろう。

一般的に河川整備に伴うリスクの増加は、一般的には無秩序な都市開発に起因すること が多いと言われている。しかしながら、安全度(安全性)とリスクの違いを知った上での 開発ならば (無秩序な土地開発であると) 一方的に批判できない。

いずれにしても、重要なことは、過去と現在のリスクを知り、将来のリスクにどう対処 するかである。

4 利水について

城原川流域の利水計画は、筑後川流域から嘉瀬川・六角川水系まで含めた広域利水の枠組みで計画され事業化も進められてきた。広域利水であることから、各流域間での水のやりとりには、何らかの公平性が要求される。供給量(降雨量)に余裕があれば、問題は生じないが、広域化によって渇水時の被害は他流域にまで及び、換言すると広域化前に比べて利水問題が錯綜している可能性もある。治水と同様に、利水についても安定供給が進めば進むほど、渇水時のリスクが高くなっている可能性もある。利水に関する論点として、供給の安定化に加えて渇水時における影響について、十分把握しておく必要があろう。

城原川流域も含めて、社会的背景の変遷に伴い水利用・配分形態(事業内容や対策)も 変化してきている。このような変化に対応した各流域間の水配分問題の再分析と事業効果 の将来予測を行っておく必要があろう。将来予測は、各流域における利水・水配分計画の 変更に伴う影響把握の視点が特に重要と思われる。その第一歩として、城原川流域も含め た各周辺流域における水収支の現状把握(流入量=降水+他流域からの流入、流出量=他 流域への流出+海への流出)が必要である。

5 他事業へ与える影響、他事業から受けた影響

治水安全度や利水安全度の向上を目的として進められてきた、あるいは進められつつある既存の事業計画を変更すると、その影響が他地域へ伝搬することとなる。例えば、利水については、複数の事業計画が前提となっているので、単独流域の事業が変更された場合には、その影響が広域的かつ複雑化する可能性がある。他流域へ及ぼす影響が僅かであれば、深刻な問題とはならないが、影響が無視できない場合には、より広域的な視点での議論が必要となるし、当該流域での合意形成のみで問題解決を図ることは困難であろう。いずれにしても、その影響を公表することが重要である。

同様のことを、過去から現在までの経緯を総括し、理解する努力が必要であろう。

6 環境について

治水にしても、利水にしても、生き物たちへの気配りが不十分なまま、人間側の一方的な都合で計画し、事業化してきた。

自然環境を議論の対象に入れるならば、何らかの自然観が必要と思われる。例えば、ク リークの生き物たちを自然水界の生き物たちと見るか、河川の水が無いために、やむを得 ず人工的な水路で生き延びていると見るかは、人間側の自然観に依存する。少なくとも、 半自然としての概念がなければ、利水や治水に関する人間同士の合意形成ができても生き 物たち(の代弁者)も含めた合意形成は困難である。

水質について、城原川は流域からの(汚濁)物質流入による影響は少ないと考えられる。しかしながら、上下流問題、すなわち、上流側から下流への汚濁物質の流入問題や水量不足による下流域での水質悪化は、城原川流域のみの問題でなく、低平地特有の問題でもある。下流への維持用水量の確保が十分であれば、配分の適正化によって解決可能であるが、不十分な場合には、何らかの対策が必要である。

家庭排水由来の汚濁については、排水処理が解決策の重要な糸口であるが、排水処理対策のみで解決できない、あるいは水質問題がより悪化する可能性も否定できない。その最大の理由は、域外に持ち出していた屎尿由来の物質(特に窒素、りん)が排水処理によって域内に放流されるため排水処理施設建設前に比べて域内への流入負荷が増えることもあり得るからである。このことは、排水処理の効果を否定するものではなく、処理水の(放流生の水利用などへの)影響を事前に十分把握しておく必要があることを指摘しておきたいだけである。排水処理施設は放流生の希釈効果と相まって、その効果が維持されることを忘れてはいけない。最悪の場合、生活排水処理の普及に伴って、より多くの維持水量が必要となることも可能性としては否定できない。

水量問題を水質問題とリンクさせて解決しようとすると問題がより複雑化するのが一般 的な傾向である。治水や利水を水量のみの問題として位置づけて議論が偏ると将来禍根を 残すことになりかねない。

その他、陸域での汚濁負荷の周辺水域へ及ぼす影響については、当該委員会の議論の枠 組みを超える部分が多いのでこれ以上の意見は割愛する。

城原川流域委員会での論点、住民の意見反映方法について

(委員氏名: 七戸克彦)

① 論点について

1. 「河川整備計画」

本委員会は、「河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるとき」(河川法 16 条の 2 第 3 項)を法律上の根拠として設置されたものであるから(「城原川流域委員会規約」第 2 条)、本委員会において論点とすべき事項ならびに検討の方法は、上記河川法 16 条の 2 の定める範囲に従うべきことになる。

しかるに、同条項に基づき本委員会が案を作成すべきとされる「河川整備計画」は、「河川整備基本方針に即し、政 令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。この場合において、河 川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発 生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならない」(河川法 16 条の 2 第 2 項)のであり、したがって、本委員会の論点は、「当該河川の総合的な管理」(同項前段)、および、右総合的管理 の内部における特別の留意事項としての「洪水災害」に、必然的に限定されるのであって、それ以外の事項につき議 論を行えば、法の趣旨を逸脱した違法行為となる。

ここにいう「当該河川の総合的な管理」とは、河川法 1 条の定める①治水・②利水・③環境の 3 つの側面――①「洪水、高潮等による災害の発生が防止され」、②「河川が適正に利用され」、③「流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされる」こと――につき、調和の取れた管理を行うことを指す。そして、本委員会の検討対象である「河川整備計画」の作成に際しては、その中でもとくに①治水の側面に特に配慮すべきとされているのである。

それゆえ、本委員会においては、上記①治水・②利水・③環境のすべての側面に関して、正確なデータがすべて提示され、検討対象とされなければならないのであって、それらが、偏っていたり、不正確であったりしてはならない。

2. 「河川整備基本方針」

一方、上記のように、「河川整備計画は、河川整備基本方針に即し」て定められなければならない。

ここにいう「河川整備基本方針」とは、「計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定める」ものであって(河川法 16 条 1 項)、その内容は「水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土総合開発計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系にかかる河川の総合的管理が確保できるように定められ」るものである(同条 2 項)。

したがって、本委員会が上記「河川整備計画」の案を作成するに際しては、「河川整備基本方針」が提示されていなければならないのであって、本委員会での議論に際しては、右資料が委員に配付されている必要がある。

3. 本委員会の性格

また、河川法16条の2第3項によって設置された本委員会は、「河川に関し学識経験を有する者の意見を聴」取する機関であって、ここにいう「学識経験者は、第三者的な立場から当該計画の内容について自らの専門的知見をもとに評価を行うものであり、これにより、当該河川整備計画が定める具体の河川工事等の必要性やその治水や環境上の課題等が客観的に明らかにされ、地域住民等の理解に資することにもなる」(建設省河川法研究会(編著)『改正河川法の解説とこれからの河川行政』(ぎょうせい、1997年)41頁)。

本委員会の委員は、このような「専門的知見」を有する「学識経験者」であるから、上記「河川整備計画」(案)作成に際して必要なデータに関しても、加工を加えない状態での分析能力を有するものである。それゆえ、治水安全度、利水安全度、河川浄化・水質関係のデータに関しては、取捨選択を行うことなく、委員に開示していただくことが必要であ

る。とりわけ、河川法 16 条の 2 第 2 項後段の留意事項である治水との関連においては、(選択肢A)ダム建設を行った場合、(選択肢B)野越の背後地につき公用収用その他の措置を施した場合、(選択肢C)堤防整備(引堤・河床掘削)を行った場合、(選択肢D)現状維持とし水害被害に対して事後的な救済のみを行った場合の4つの選択肢の、費用対効果ならびに住民の意向等に関して、詳細なデータを提供していただきたい。

なお、「第 2 回委員会資料 2」として、「城原川流域委員会での話し合いルール(案)」が事前配布されているが、上 記のように、本委員会は、「学識経験者」が、「第三者的な立場から」、「当該計画の内容について自らの専門的知見を もとに評価を行うもの」であって、この立場を逸脱して、特定の主義・主張を展開することが、法の趣旨を逸脱する違法 行為であることは、各委員が依嘱を受けた段階で了解済みの事項である。「城原川流域委員会規約」2 条の目的の範 囲内というのが最低限のラインであり、「話し合いルール」はその範囲内における行動指針と位置づけられる。

4. 本委員会の法制度上の位置づけに関する理解の必要性

以上のように、河川法 16 条の 2 第 3 項に基づき設置された本委員会の検討対象(論点)ならびに検討方法は、同 条項によって定められており、学識経験者たる本委員会の委員は、その旨を了解のうえ委員会に参加している。

ところが、地域住民やマスコミにあっては、以上のような本委員会の法制度上の位置づけにつき、理解が十分浸透していないように思われ、そのために、本委員会が地域住民等の意見聴取の場である、あるいは河川管理者主導型の委員会であるといった、まったくの誤解が一部に存在している旨仄聞する。

この点に関する誤解を解いておかなければ、たとえ本委員会が上記法の趣旨に基づき公正・客観的な「河川整備計画」(案)を作成したところで、地域住民その他一般の理解を得ることは困難である。それゆえ、本委員会に関しては、提出資料や討議内容の公表とならんで、本委員会のそもそもの設置趣旨・法制度上の位置づけに関しても、地域住民やマスコミに対する正確な情報提供を行い、説明責任を尽くすべきである。

② 住民意見の反映方法について

1. 住民意見の反映の法制度上の位置づけ

本委員会の設置と同様、住民意見の反映もまた、河川法 16 条の 2 に基づくものであって、同条第 3 項に続く第 4 項は、「河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と規定する。

したがって、住民意見の反映方法に関しても、同条項の趣旨に添って行われるべきであり、これを逸脱する方法で行われた場合には、「河川整備計画」の瑕疵を招来する可能性がある。

そこで、同条項の具体的内容を見てみるに、まず、「公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置」とは、「公聴会のほか、説明会の開催、公告・縦覧・意見書の提出、説明書の配布、インターネット等が考えられ、いずれによるかは、河川管理者が当該河川整備計画の内容や地域の状況等を踏まえて適宜判断すべきものである。また、住民の意見を反映させるため重ねて種々の手続を行っても構わない」(前掲『改正河川法の解説とこれからの河川行政』43頁)。

また、「この過程において、河川管理者は、その保有する情報をできる限り関係住民に提供し、住民から十分配慮された意見を聴取できるようつとめるべきである」が、ただし、「河川管理者に義務づけているのは、『意見を反映させるために必要な措置を講ずる』ことであり、必ずしも意見に応じて案の内容を変更することを義務づけたものではない。河川管理者は、関係住民の意見を十分検討した上で計画の案をどのようにすべきかを判断することとなる」(前掲『改正河川法の解説とこれからの河川行政』43頁)。

かかる法律の規定に関しては、地域住民の声が必ずしも反映されないとの異論もあろうが、しかしながら、これが法 治国家たる日本の国会において成立した現行法の立場なのであって、これに反した行為を行うことは、すなわち違法 行為となる。かかる現行法の建前に関しても、地域住民やマスコミに対して、十分な説明を行っておくことが望ましい。

2. 地域住民意見の反映方法に関する種々の選択肢

地域住民意見の反映方法に関しても、種々の選択肢が考えられ、この方法の選択が不適切であった場合には、たとえ結論が妥当なものであったとしても、住民側に不満が残ることとなる。

考えられる選択肢ならびに適切な方法の選択の仕方に関しては、すでに種々の方法論が確立されており、また、それに基づき実施された事例も少なくない。

私が関与したものの中にも、水資源開発公団(現・独立行政法人水資源機構)が水路フェンスを従来の1,8mから環境に配慮し1,2mに変更した際に、転落事故の危険性増大との関係で、地域住民の意見聴取を行う際、「選択のための技術」の研究を行った事例がある。

こうした種々の先行事例を参照しつつ、城原川流域に最も適切な住民意見の反映方法を選択し、その選択の理由をも含めて、地域住民をはじめ一般に広く公表すべきである。

第 2 回 委員会 資料 - 4

城原川流域委員会での論点、住民の意見反映方法について(各委員からの意見要旨(案))

キーワード	論点要旨	キーワード	意見反映方法要旨
	(蒲地弘明)		
野越			地域の各界各層の方々に流域の現状を十分に説明し、理解をしてもら
	安全度が確保できるような対策が必要でないか。	現状の説明、	う必要がある。
	渇水期の河川内は正常な状況とは言い難い。また、クリークの水質	理解 問題意識の醸	 問題意識が譲成されてくれば、問題の解決に向けた対応案を示す。
	周小期の内川内は正常な水がとは言い難い。また、グリーグの小員 悪化が見られる。	の超思識の職	「回題息職が議成で11で、11は、「回題の解決に回げた別心業を小り。
	المالكا المالكا،	13X	
環境用水の確保	河川内はもとより、周辺部を含めた環境用水の確保が出来るような		住民の意見が反映されるよう話し合いを重ねる。
	対策が必要でないのか。		
	(小宮睦之)		
野越	(治水)野越は残すか否かで管理上大きく変わってくる。	住民の中での	 行政対住民という形での説明会ではなく、住民の中での議論が必要。
		議論	
堰	(治水)各地の堰の管理を統一できないか。(危険分散)	情報の共有化	上流、中流、下流域でのそれぞれの情報を共有する。
	(治水)水害の許容範囲は。	流域住民の責	河川管理は流域住民の責任という位の視点が必要。
	(利水)と海原生の仕組みでといのか、(塩の位置と等頭)	任 情報	情報の中には川の怖さ、楽しさが必要。
	(利水)上流優先の仕組みでよいのか。(堰の位置と管理)	间的	
景観・環境	(環境)景観や自然環境を大切にすべき。		
文化	(文化)近代化遺産や民俗芸能の存続		

	(飯盛和代)	Ī	
被害状況	城原川と県内の他の地域の河川との被害状況の比較が必要	小区分	地域住民からの意見を小区分ごと(区長、世話役、代表者など)にま とめ委員会に報告し十分に審議する。
	豪雨による水害の激減の理由		CVXXXICTXII O I //I C B IIX / O o
ガタ土	ガタ土の問題については、他河川との比較検討が必要		
水質	ダムの貯水による河川の水質変化の考慮		
環境	S 6 3 ガタ土掘削による環境への影響の有無。 ダムに関係する地域の環境の考慮		
水不足	水不足の状況と佐賀導水事業との関連について		
	(桑子敏雄)		
流域空間 論点の明確化	城原川の流域空間を豊かにしていくために、必要な論点を明確にし、 整理する。	流域住民の認 識	筑後川、城原川についての情報を流域住民に認識してもらう。
		情報の共有化	河川法の改正など、住民意見の反映という手続きの背景にあたる状況
話し合いの進 め方、ルール	話し合いのルールづくりについて(三つの原則と八つのルール)		について十分に情報を提供することが大切である。
		発言しやすい	発言しやすい環境を整備するとともに、多様な意見を掘り起こし、適
現状認識	「城原川のいいところ」「城原川の他の川との共通点」「城原川の問		切に総括して、それを反映させるプロセスを確保することが必要。
	題点」について明らかにする。	プロセスの確 保	
議論の順序	空間の管理において、リスク・マネジメント、安全、安心管理の面	多様なルート	多様なルートの確保が必要。
	から、「利水」「環境」「歴史・文化」「教育」「生活」「やすらぎ&レクリエ	多様な手段	公聴会だけでなく、多様な手段を用いて直接住民の意見を聞く機会を
	ーション」「景観・観光」「治水」の順序で議論すべきである。	多様な人々	できるだけ多数設けるべき。 できるだけ多様な人々が参加できるように工夫。
		_ 13. 5.7 (
		補助的な手段	アンケートやインターネットは補助的な手段と位置付けるべき。

	(井上英幸)		
歴史・環境	現在の城原川の自然環境をどう評価するか。(歴史的な背景(野越、 草堰、石積堰など)、環境(天井川、生物相)について)	小地域	公聴会、説明会、対話集会、アンケート、意見文募集等 説明会や対話集会を関係する小地域を対象に行う。(意見を出せない)
治水対策と 環境	治水対策の環境面からの問題点(天井川、野越、草堰および石積堰)		大への配慮)
天井川、野越、堰	河道処理、遊水地設置後の環境変化の問題点	環境の説明	環境問題もていねいに説明してほしい。
	ダム設置による環境変化の問題点(環境評価、ダム予定地と城原川 の重要度の比較)	情報開示	情報は出来るだけ分かり易く開示してほしい。
	(藤永正弘)		
予測	現況河川に関する評価(評価理由と未来予測)	情報公開	情報公開と地元説明会の実施(住民に身近な問題として気づいてもらう)
維持管理	(治水)技術的観点、確率論、維持管理手法、危機管理		
		対話集会	第三者をコーディネーターとし、事業主体や県と住民との対話集会を
	(利水)利水目的、親水や環境用水の現況、将来の予測	+D 1#	持つ。
	(環境)流域の環境の評価、優先順位、現状維持と改善	規模	大字(オオアザ)単位規模が望ましい。
	(境児)派域の境場の計画、後元順位、境仏維持と以告	回数	 同地区で3回程度の開催(気づく、判断する、結論を出す)
リスクマネー	治水上、何らかの対応が必要と判断した場合(基礎資料の妥当性、		Proce contribution () () and () and ()
ジメント	工法の選定、リスクマネージメント、比較検討)		
	ダムの場合の重点項目(受益者負担、環境変化に関する対応、地元		
	の経済、ダム以外の整備、ダムの維持管理)		

	(松﨑治朗)		
野越	治水、利水の現状把握(流況、野越し、三千石堰、お茶屋	意向把握の対	関係の町村、農業、漁業、流域住民等の意向把握(城原川をどの様な
堰、浮泥	堰、浮泥対策、天井川、水質)	象、段階	川にしたいか)
天井川、水質	• • • • • • • •		
		意向調査、訪	まとめ(素案)段階での意向把握
復興活用策	環境・文化等について行政(地元)の振興活用策	問	
1277/17/37/	ACOUNTY OF THE PROPERTY OF THE		 意向調査、関係先への訪問、意見交換等
他事業との関連	他事業との関連(筑後川下流用水事業、県営かんがい用水		思问则且、例例是"恐怕"的
心事来との例注	事業、佐賀導水事業)	公聴会	公聴会
	争未、性具等小争未力	公城云	△ 堀云
河川数准甘大之处	悠悠川セグ河川教供甘木ナ外 しの間がについて		
河川整備基本方針	筑後川水系河川整備基本方針との関係について		
`¬ ±/2 /++			
河川整備	河川整備の検討・協議(治水、利水、維持流量、環境、文化等)		
	(佐藤悦子)		
メリット・	ダムを作った場合のメリット、デメリットまたその逆についての議	上・中・下流	 流域各地区の区長及び住民の方々との意見交換を上、中、下流域数ヶ
デメリット	論が必要。		所で行う。(数回)
		アンケート	アンケートによる調査(数回)
天井河川	天井河川区間の掘削はどのくらいで埋め戻されたか。		The transfer of the transfer o
2017371	7(7) 17 1 E 1-3 2 Mai 131 (8 C - 3 7 C - 2 2 2 7 7 C - 1 7 7 C - 2 2 7 7 C - 1 7 7 C - 2 2 7 7 C - 1 7 7 C - 2 2 7 7 C - 1 7 7 C - 2 2 7 7 C - 1 7 7 C - 2 2 7 C - 2 2 7 C - 2	水没地域	水没地区の方々との話し合い(数回)
	土手の強度はどのくらい把握しているか。	73 1/2-0-70	MACCE ON COMODY (MA)
	エコシほ反はことへいいにほしているが。	意見交換会	全ての住民参加による意見交換会(1回)
利水	広大な平地を利用した水保存はできないか。	息兒文撰云 回数	主ての圧成多加による忌尤又挟太(「凹)
ለ ሆ	14人は十地で利用した小体行はじさないが。	凹奴	
字 人 ,	すべての人と生き物が安全で快適に文化的にくらしてい		
安全・快適			
文化・くら	けるか。		
U			

	(竹下泰彦)		
共通の認識	水の問題の協議では、我田引水の議論では解決策が見いだせないため、各委員が地域が抱える問題や要望を理解し、共通の認識とする	公聴会	地域の要望なり問題点なりを地域の皆さんから聞き取る公聴会をまず 開催
	ことが必要。	現地調査	渇水の時期と洪水の時期に現地を調査
整備目標	計画洪水流量等の議論を基に、大まかな整備目標を委員会の方向性 として打ち出し、それを実現するためにはどうしたらよいかの議論 を行ってはどうか。		
	(中州英次)		
現状認識	(実松英治) 現地の河川状況とこれまでの洪水状況の分析	水没地域	先ず、水没者住民の心情を充分に汲みとる。
河川整備	地況にあった一番適切な河川整備を図ることが今後の今後の治水保 持に重要。		
代替案	ダムの他の解決できる要素(護岸の補強対策、堤防の上積、遊水地 調整池の造成)		
環境	自然環境を後世に残す。		

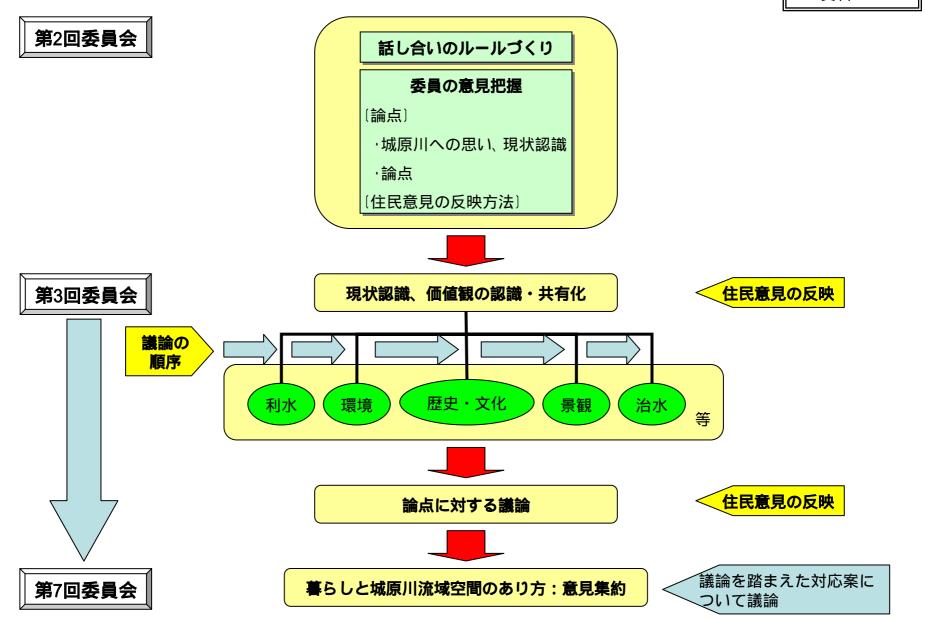
費用対効果	(益田 学) 治水、利水、環境、文化等、各分野に渡り深く掘り下げ、要点を絞って議論 費用対効果の点から色々な選択肢を模索 財政負担(水特法)の明確な資料の提示が必要。 ダムありきの対応では理解は得られない。	場所、回数、情報公開	公共事業の主役は地域住民公職会等は出来得る限りの場所と回数をとり、情報を最大限に公開
現状認識 代替案 不特定用水	(佐藤正治) 昭和28年出水以来、大きな災害は発生していない現状。 水没地域で30年以上の議論の実態を下流域に理解していただく。 ダムに代わる治水の方法も十分に検討すべき。 不特定用水の必要性がどの程度あるか明らかにすべき。	アンケート水没地域	より多くの住民意見を反映させるべき。 住民アンケートも一つの方法 水没地域には3つの組織が、現在活動されている。

	(宮地米蔵)		
現状認識	城原川の流域および山地と平地割合の再度調査が必要。		
クリーク、溜 地、堰、淡水 取水	城原川流域が昔から用水、排水ともに水に困っている現状を認識すべき(クリーク、溜地、三千石堰、草堰、お茶屋堰、淡水取水)		
<i>2</i> .5	城原川の経緯(馬場川、野越し、排水規制)		
野越	野越しと三千石堰		
	(白武義治)		
現状認識	地元の背景、状況	現状の説明、 理解	各委員からの論点について具体的に明快に説明を行い、その理解上で、 地域住民の意見を伺う。
流域の状況	昭和28年大水害前後の城原川流域の状況(整備状況、城原川の治		
整備状況	水・利水の機能の高度化、戦後の洪水発生とその被害状況)。	費用対効果の 説明	
	ダム建設に伴う予測される県及び各流域自治体の財政負担。		<
環境	ダムをめぐる予想される環境問題と行政・財政的対応。		
予測 生活環境	大降雨、人口、水需要、地域経済情勢、地方自治体の財政状況の予 測と将来の生活環境の維持方策。		
	予定地が被った影響・風評被害の経済的評価。		

	(古賀憲一)	
治水	安全性とリスクとの違いについて、少なくとも河川管理者からのよ	
	り丁寧な説明に加えて、説明を受ける側に対してはそのことを理解	
	する努力が必要。	
降雨特性	周辺流域(地域)との降雨特性の違いについて比較しておくことが	
	必要	
リスクの変遷	将来のリスクに対処するために過去と現在のリスクを知ることが必	
	要。	
利水	広域利水供給の安定化に加えて渇水時における影響の把握(広域利	
	水の枠組みで計画された事業、水収支の現状把握)	
他事業	既存事業の変更が、他事業へ与える影響の把握及びその公表が重要	
	自然環境を議論の対象に入れるならば、何らかの自然観が必要。治	
環境	水や利水を水量のみの問題として位置づけて議論が偏ると将来禍根	
	を残すことになりかねない。	

城原川流域委員会の進め方(案) (今後半年間で方向性を決める)

第 2 回 委員会 資料 - 5



次回日程については

下記のとおりとします。

日時:平成16年1月22日(木)午後1時30分~5時

場所:ルネッサンスホテル創世(佐賀市)TEL 0952-33-5511